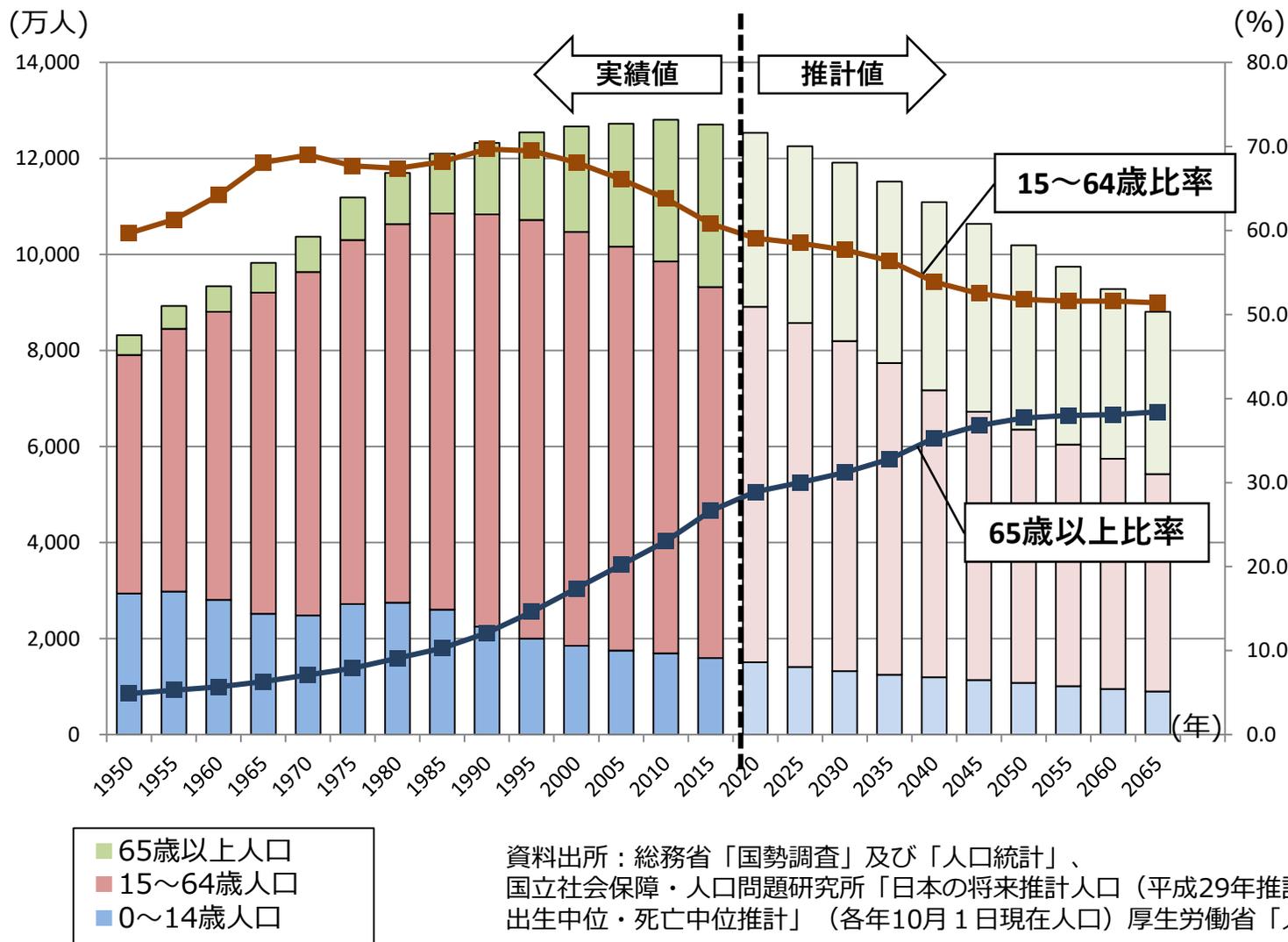


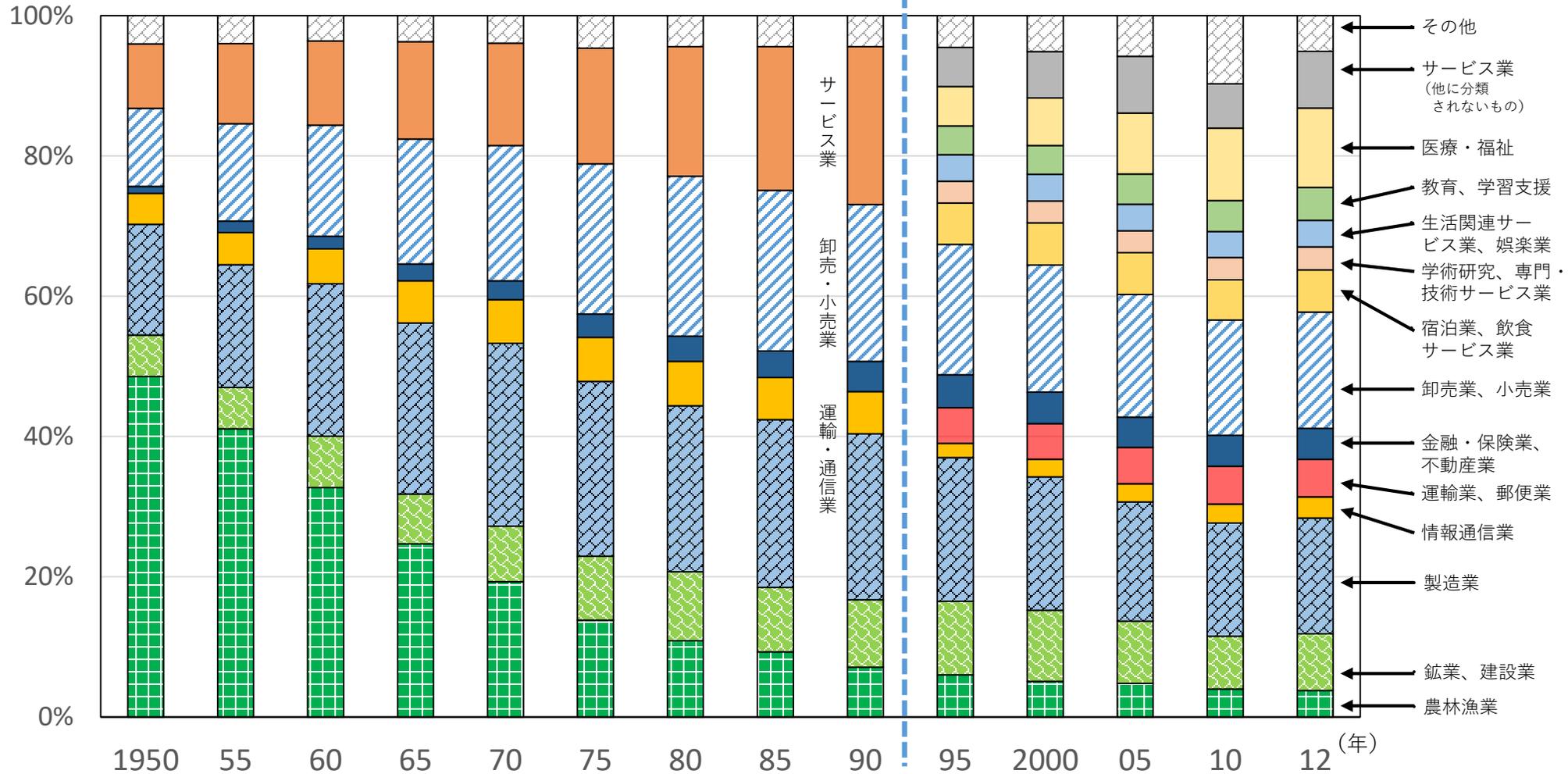
日本の人口推移

日本の人口は近年横ばいであり、今後減少が予想されている。また、高齢化率（65歳以上の人口割合）が増加しており、2065年には40%近くに上ると推計されている。



産業別就業者構成割合の推移

第1次、第2次産業の就業者割合は傾向的に縮小しており、就業構造のサービス化が進んでいる。



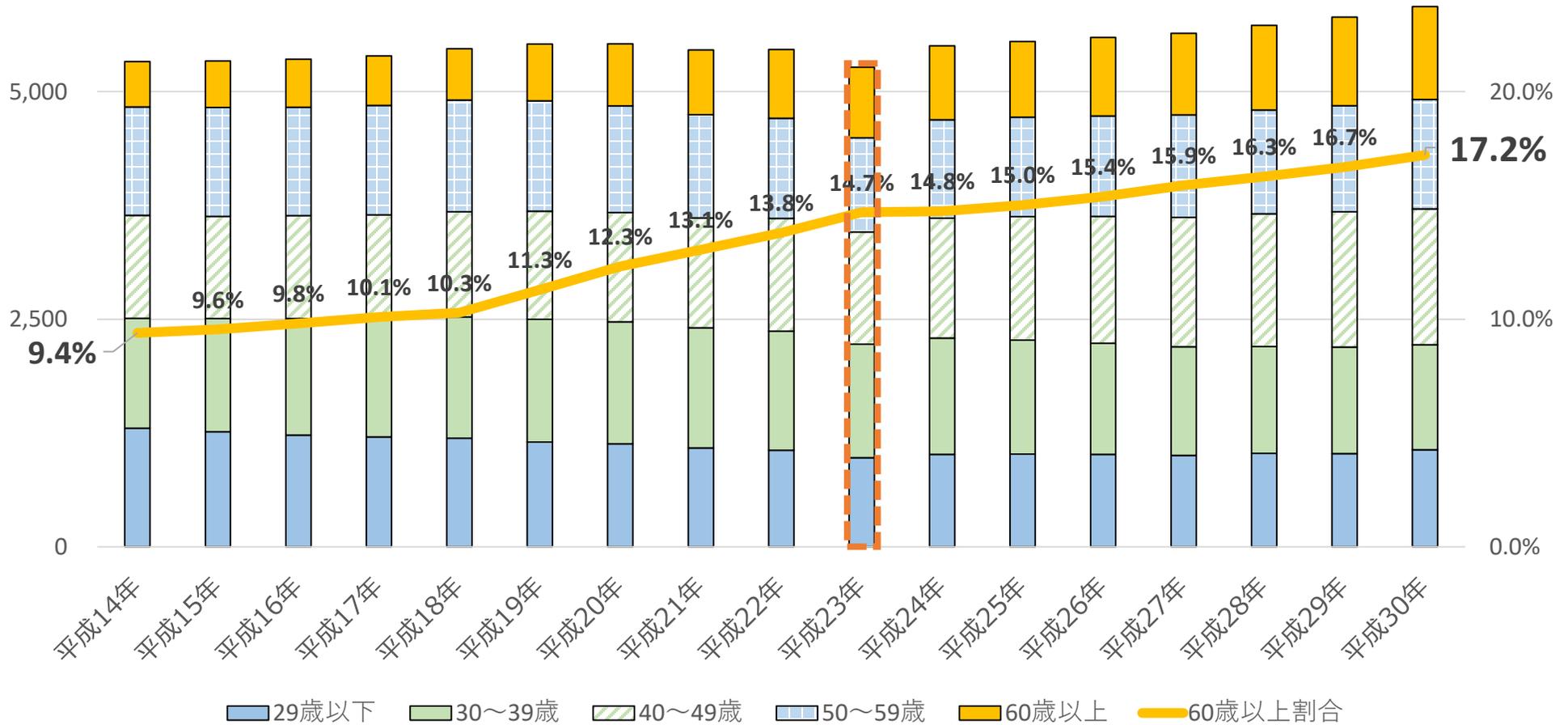
資料出所：総務省統計局「国政調査（1950～2010年）」、「労働力調査（2012年）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- 1) 1995年、2000年及び2005年は、総務省統計局による抽出詳細集計に基づく推計、集計である。1990年までは産業の表章が異なっており、接合は行えない。
- 2) 1995年以降の運輸業には郵便業を含み、金融・保険業、不動産業には物品賃貸業を含む。また、飲食店、宿泊業は宿泊業、飲食サービス業としている。
- 3) 1990年までの卸売・小売業には飲食店を含む
- 4) 2010年は「労働者派遣事業所の派遣社員」を派遣先の産業に分類していることから、派遣元である「サービス業（他に分類されないもの）」に分類している他の年との比較には注意を要する。

労働者に占める60歳以上の高年齢労働者の推移

雇用者数
(万人)

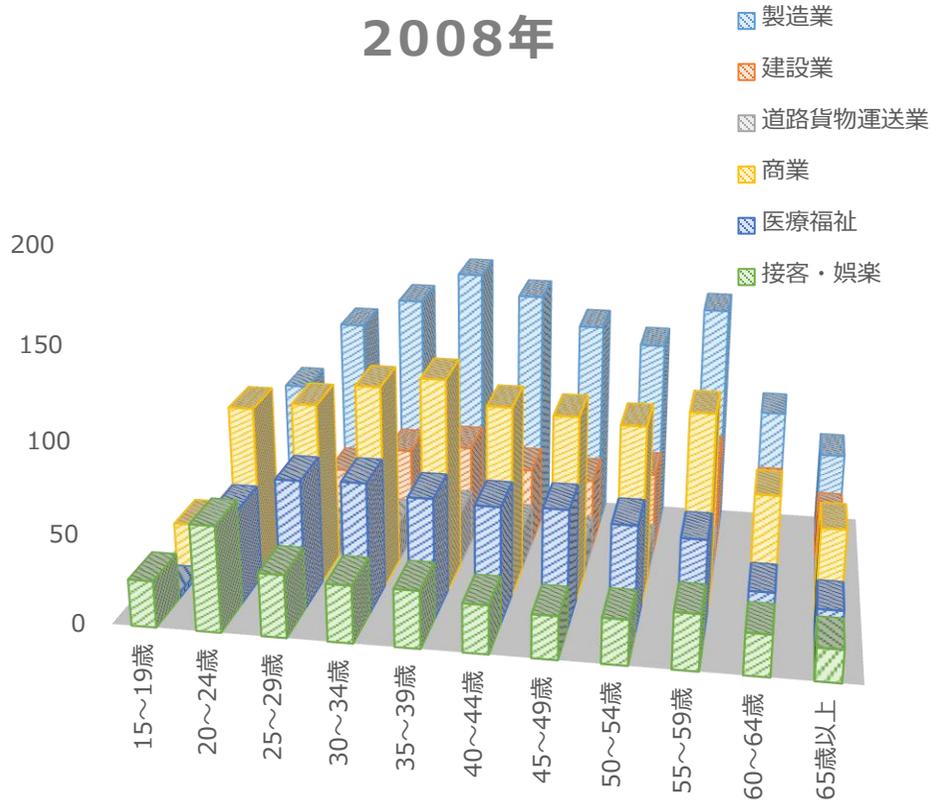
60歳以上の
雇用者割合



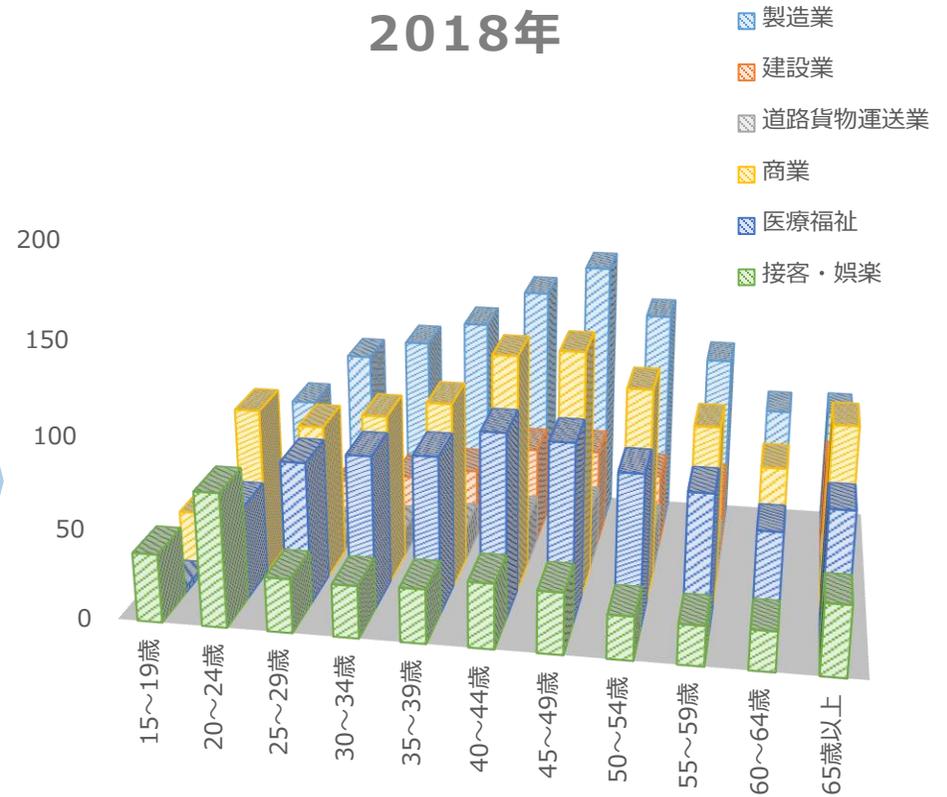
資料出所：労働力調査（総務省）における年齢別雇用者数（役員を含む）
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

業種と年齢で見た就業状況の変化

2008年

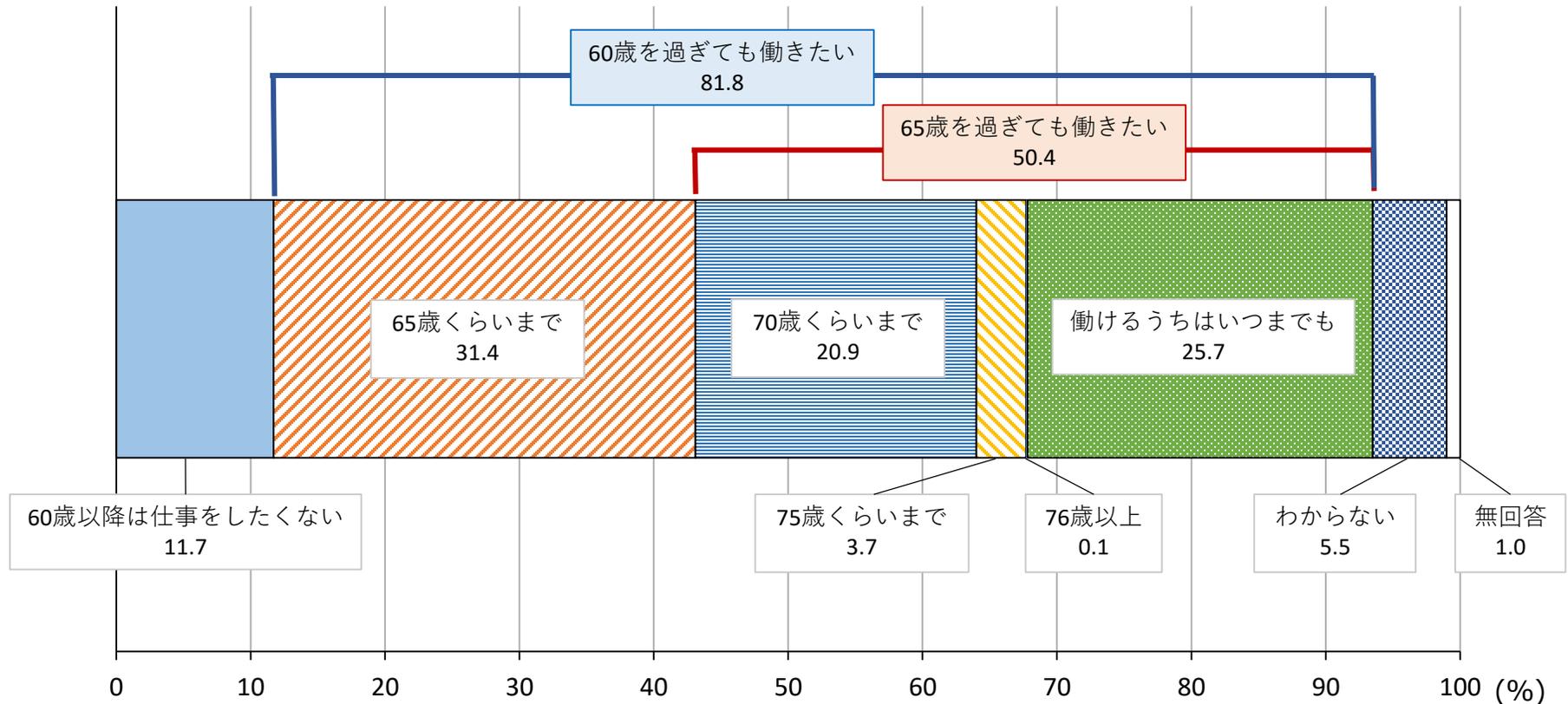


2018年



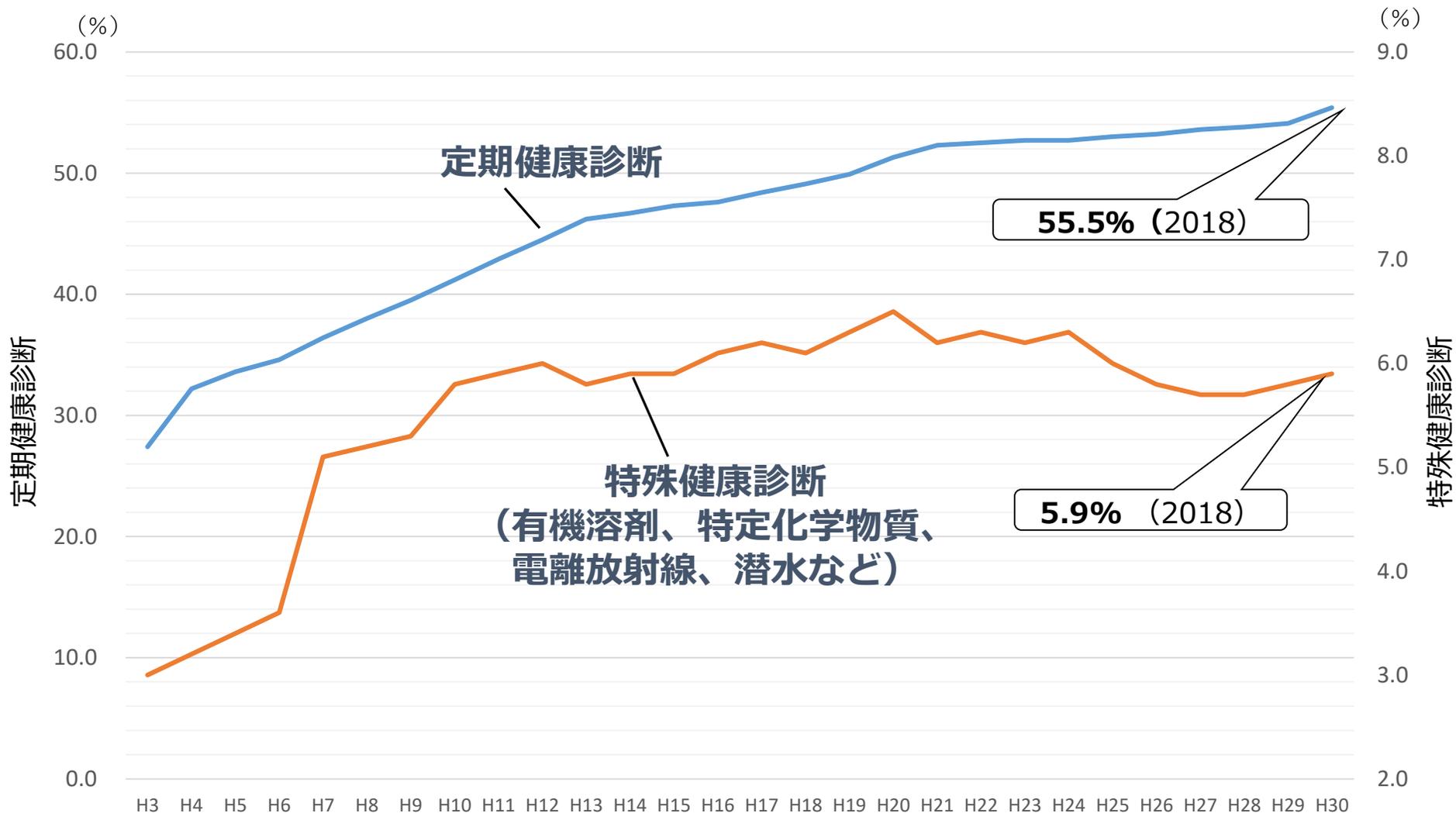
60歳以上の収入を伴う就労の意向と就労希望年齢

60歳を過ぎても働きたいと回答した人が全体の約80%、65歳を過ぎても働きたいと回答した人が約半数を占めた。



資料出所：内閣府「高齢期に向けた「備え」に関する意識調査」（平成25年）
35～64歳の男女を対象とした調査（n=2,707）

健康診断における有所見率の推移

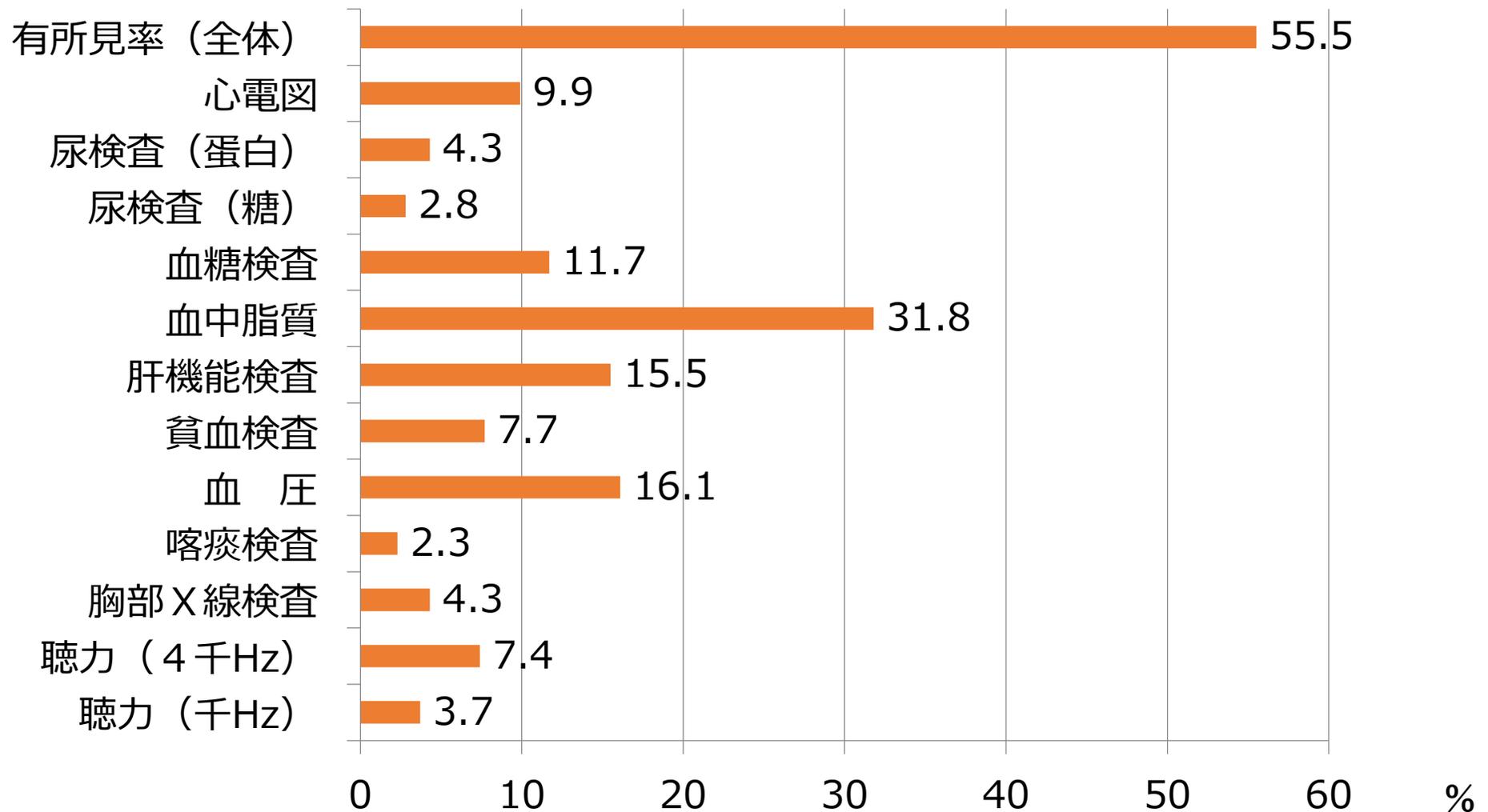


事業者が、労働安全衛生法等に基づき労働基準監督署長に報告する健康診断※実施結果の集計による。

※定期健康診断：労働安全衛生法の規定に基づき、事業者が一定の検査項目について、毎年定期的に行う一般健康診断

特殊健康診断：一定の有害業務に従事する労働者に対して、当該業務への配置換え及び定期に行う健康診断。

定期健康診断結果（有所見率 平成30年）



(出典：定期健康診断実施結果)

定期健康診断における年齢別有所見率（平成24年）

(%)

区分	労働者計	定期健康診断を受けた	検査結果の通知を受けた	検査結果の通知された		検査結果の通知を受けていない	定期健康診断を受けていない
				所見ありと通知された	所見なしと通知された		
				20歳未満	100.0		
20～29歳	100.0	80.3 (100.0)	78.9 (98.3) [100.0]	14.6 [18.5]	64.4 [81.5]	1.4 (1.7)	19.7
30～39歳	100.0	89.2 (100.0)	88.5 (99.2) [100.0]	27.1 [30.6]	61.4 [69.4]	0.7 (0.8)	10.8
40～49歳	100.0	92.6 (100.0)	91.9 (99.3) [100.0]	45.3 [49.3]	46.6 [50.7]	0.7 (0.7)	7.4
50～59歳	100.0	92.6 (100.0)	91.8 (99.1) [100.0]	54.3 [59.1]	37.5 [40.9]	0.8 (0.9)	7.4
60歳以上	100.0	83.2 (100.0)	82.4 (99.1) [100.0]	47.3 [57.4]	35.1 [42.6]	0.8 (0.9)	16.8

(約13,000事業所から約17,500人の標本数を設定)

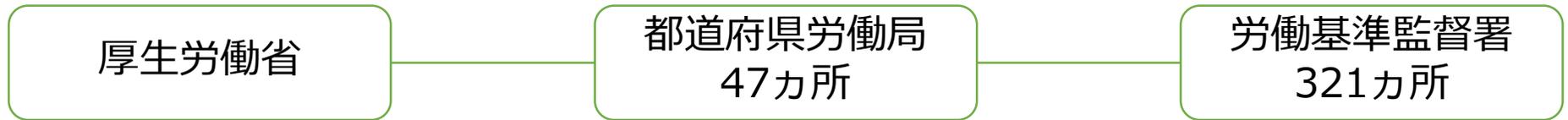
(出典：厚生労働省 H24 労働者健康状況調査)

労働安全衛生法について

- 目的: 労働者の安全と健康の確保と快適な職場環境の実現
- 責任主体: 事業者（雇用者）
- 保護される主体: 労働者
- 内容: 危険と健康障害を防止するための措置の最低基準を定め、罰則をもって義務付けることを基本とする
- 履行確保のための仕組み

責任主体には、建設業における発注者、機械の設計者、化学物質の製造輸入者、譲渡提供者が含まれる

➤ 行政組織



➤ 届出・報告の徴収

定期健康診断結果報告書（定期健康診断を実施した時）

労働者死傷病報告（労働災害が発生した時）

統括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告（選任した時）

等

高齢労働者の労働災害の発生状況

年齢別・男女別 労働者数

年齢	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85以上	合計
男	53	223	276	304	325	377	381	318	276	222	161	72	22	5	1	3,016
女	57	216	237	242	259	325	340	287	239	179	126	57	19	4	1	2,589
男女計	109	439	514	546	585	703	721	606	515	401	287	129	42	9	3	5,605

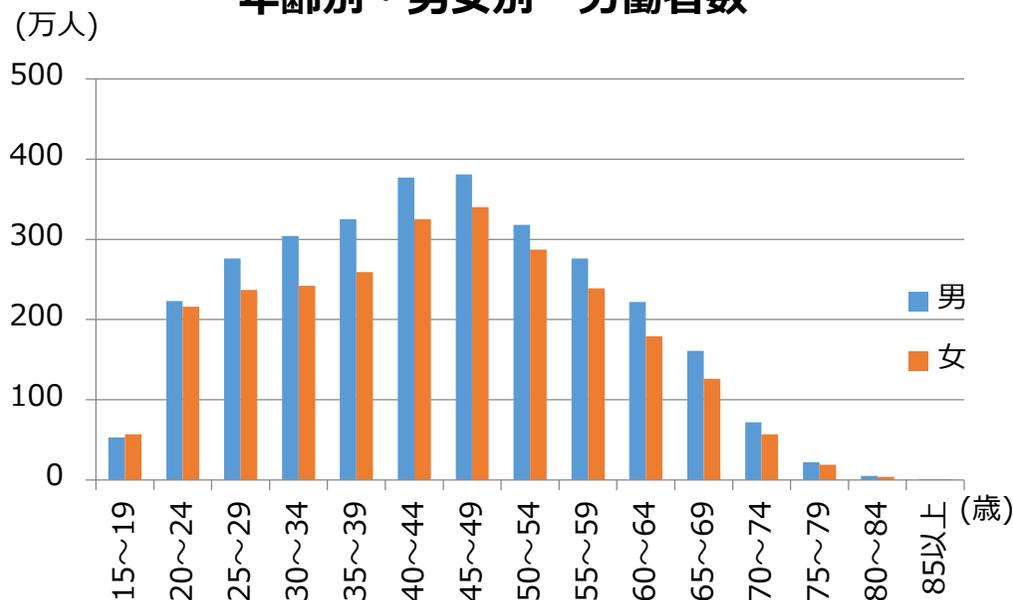
労働力調査（基本集計・年次・2018年）雇用者数（役員除く）単位：万人

年齢別・男女別 死傷者数

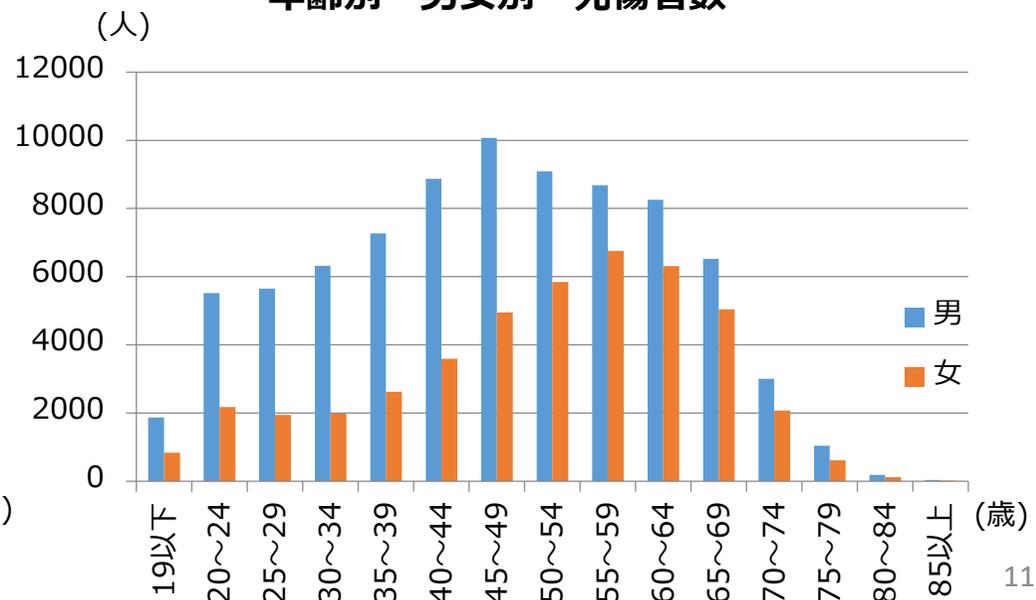
年齢	19以下	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85以上	合計
男	1877	5519	5650	6318	7269	8866	10074	9091	8687	8253	6529	3003	1047	190	39	82412
女	844	2175	1944	1985	2627	3595	4954	5850	6758	6309	5041	2078	615	124	17	44916
男女計	2721	7694	7594	8303	9896	12461	15028	14941	15445	14562	11570	5081	1662	314	56	127328

労働者死傷病報告（平成30年）休業4日以上死傷者数※年齢不詳1名を除く。以下同じ。単位：人

年齢別・男女別 労働者数



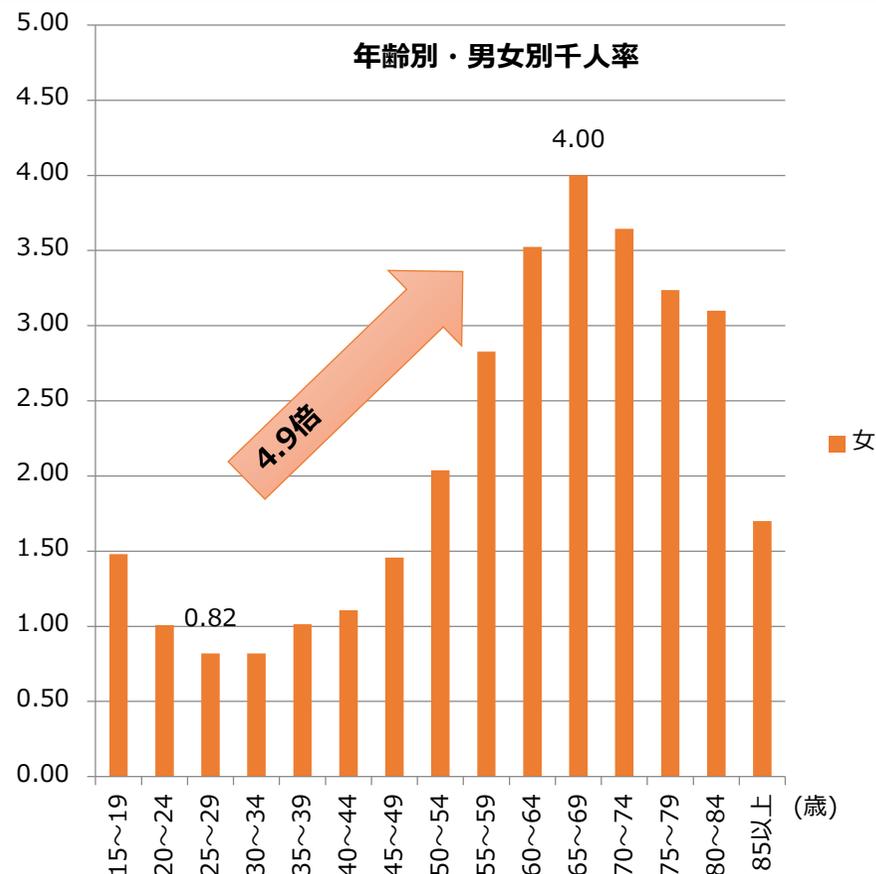
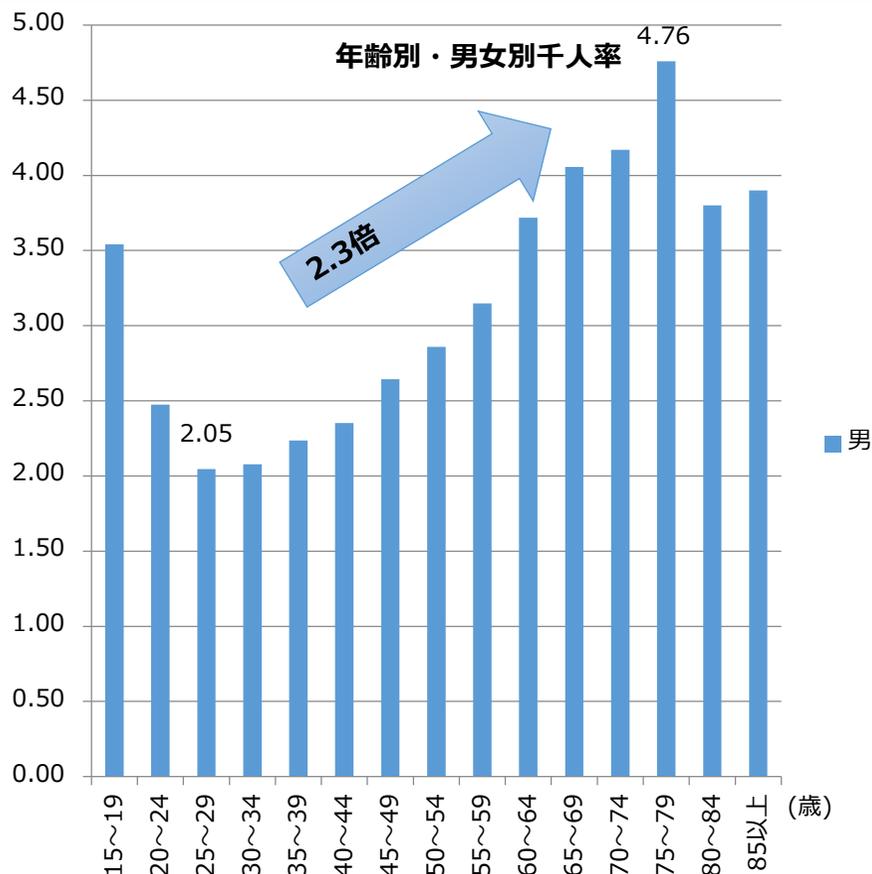
年齢別・男女別 死傷者数



年齢別・男女別 千人率

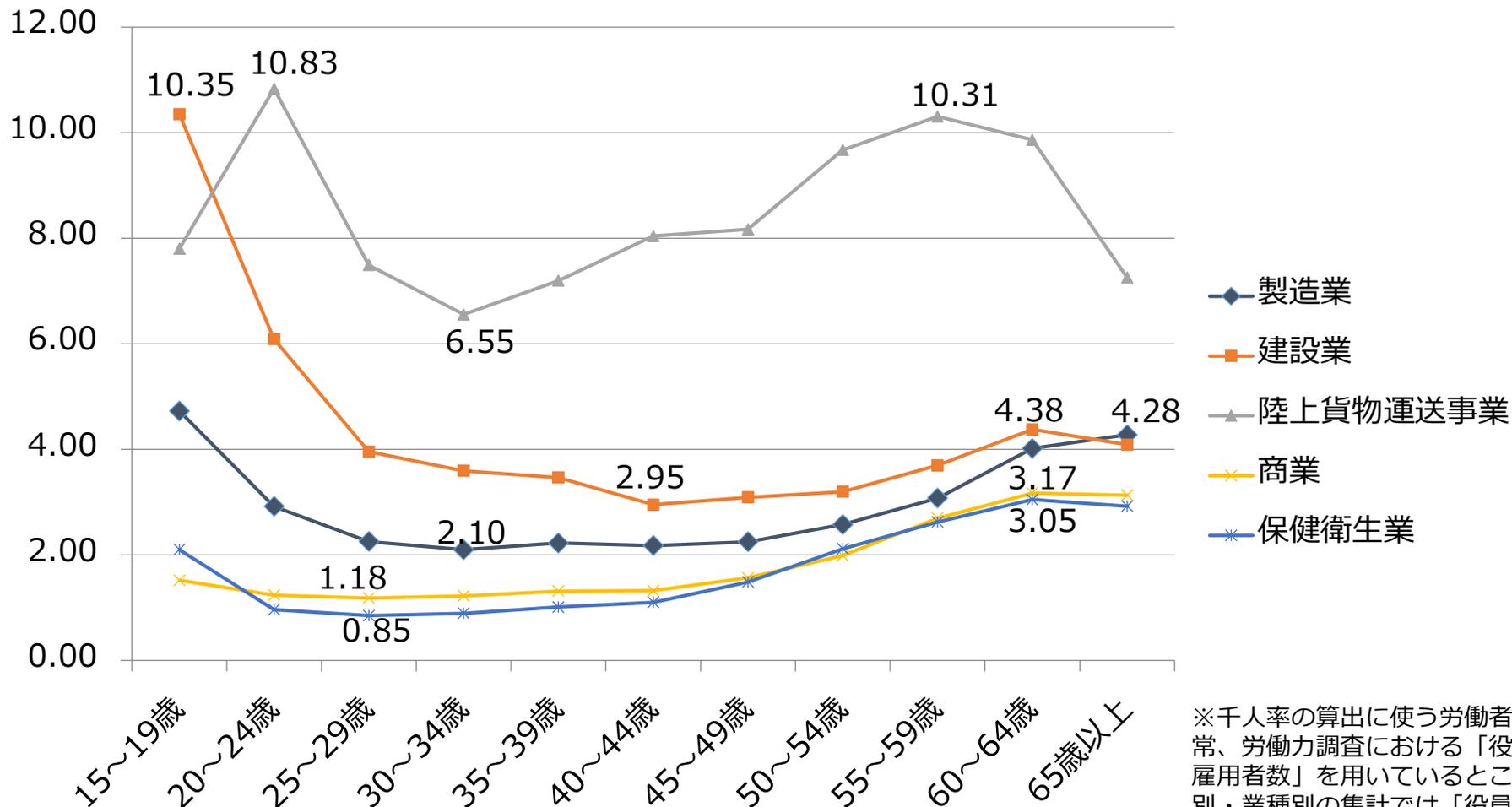
- 災害の発生率（千人率）では、若年層と高年齢労働者で高くなる傾向がみられる。
- 発生率が最小となる30歳前後と比べると、70歳前後の高年齢労働者の発生率では、男性で2倍、女性で5倍にもなる。

※ 千人率（1年間の労働者1000人あたりの死傷者数） =
$$\frac{\text{1年間の休業4日以上の死傷者数}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1000人$$



業種別 年齢別 千人率

● 業種によって、高年齢労働者と若年労働者の被災しやすさの傾向に違いがある。



※千人率の算出に使う労働者数は、通常、労働力調査における「役員を除いた雇用者数」を用いているところ、年齢別・業種別の集計では「役員を含んだ雇用者数」を使用している。

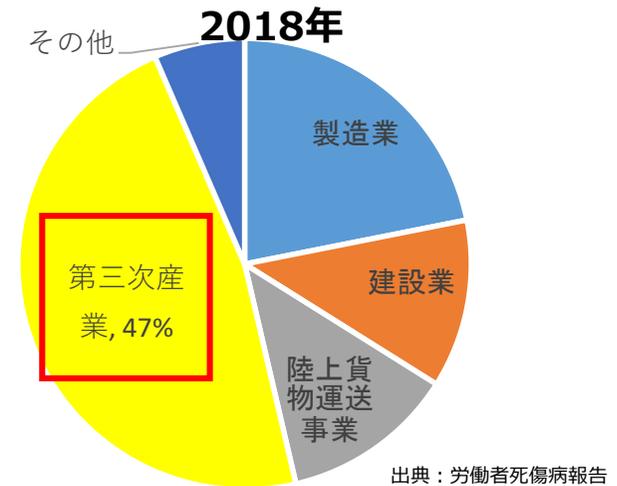
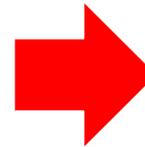
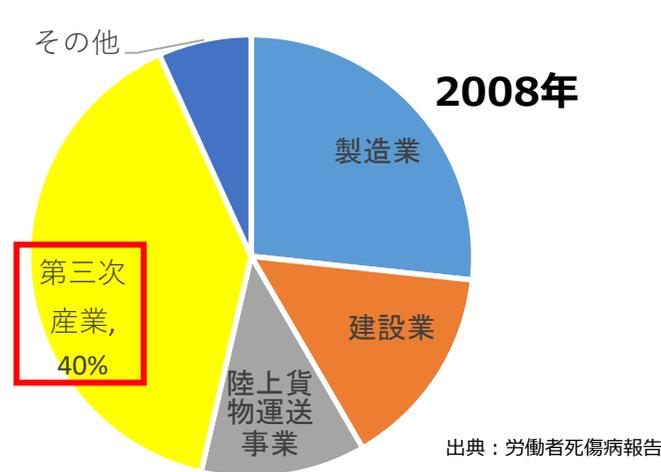
千人率 = 1年間の休業4日以上の死傷者数 / 1年間の平均労働者数 * 1000 ※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた

労働者死傷病報告（平成30年）、労働力調査（基本集計・年次・2018年）

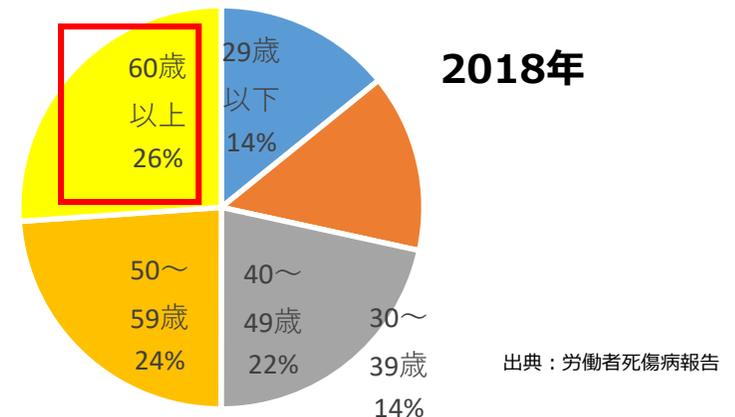
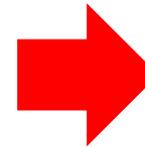
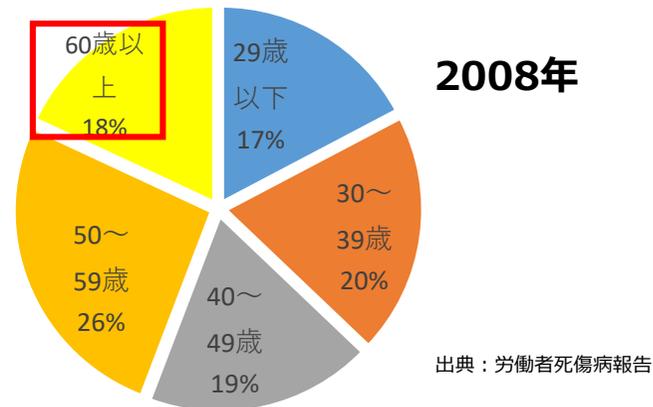
死傷災害における業種と年齢構成の変化

- 業種別では、小売業、社会福祉施設、飲食店などの**第三次産業（サービス業）**が占める割合が過去10年間で**7ポイント（40%⇒47%）増加し、死傷災害全体の約半数を占める。**
- 年齢別では、**60歳以上の高年齢労働者が被災する割合が過去10年間で8ポイント（18%⇒26%）増加し、死傷災害全体の約4分の1を占める（50歳以上が全体の半数を超える）。**

○ 業種別死傷災害発生状況（休業4日以上）

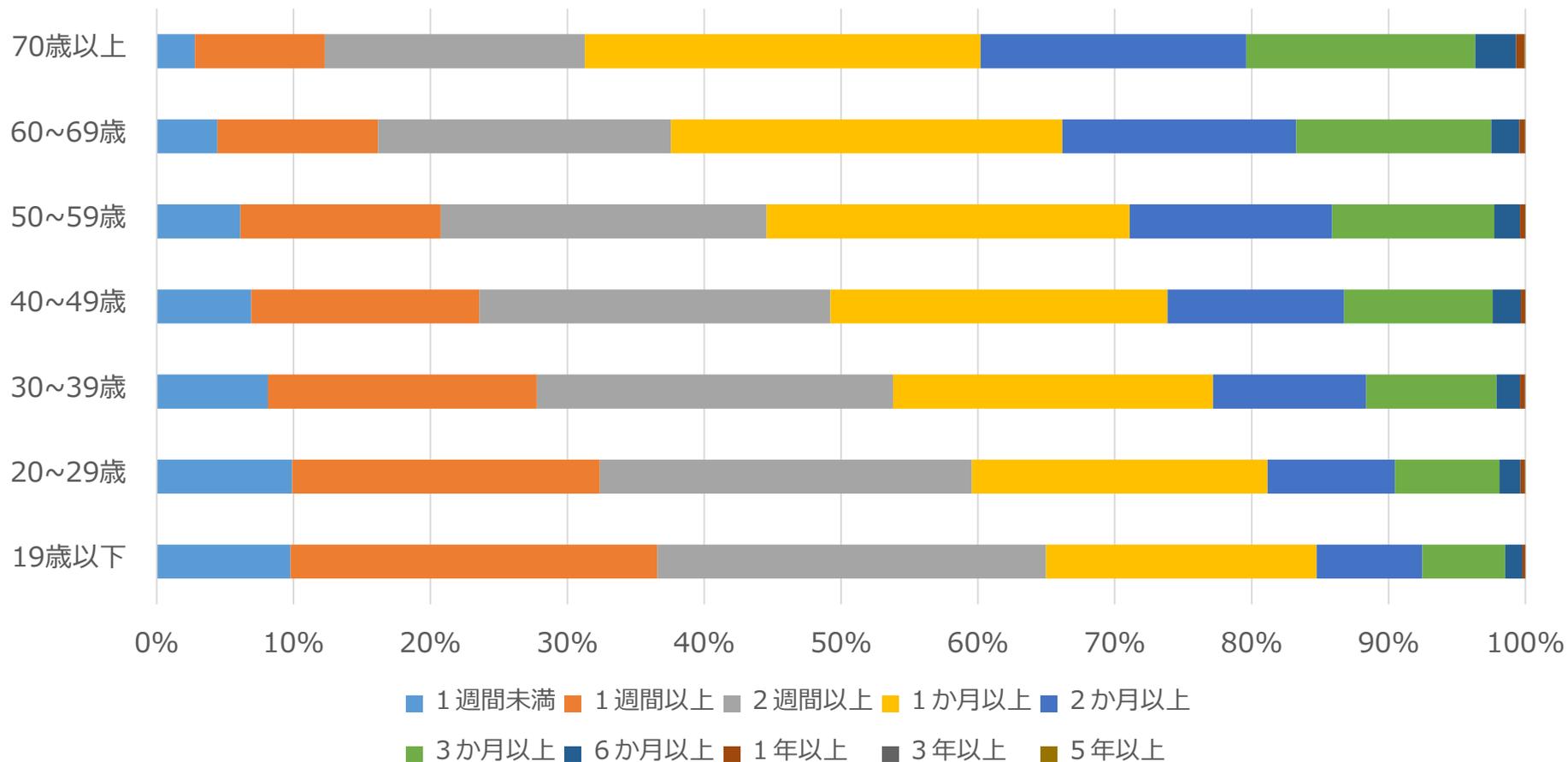


○ 年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）



年齢別・休業見込期間別の割合

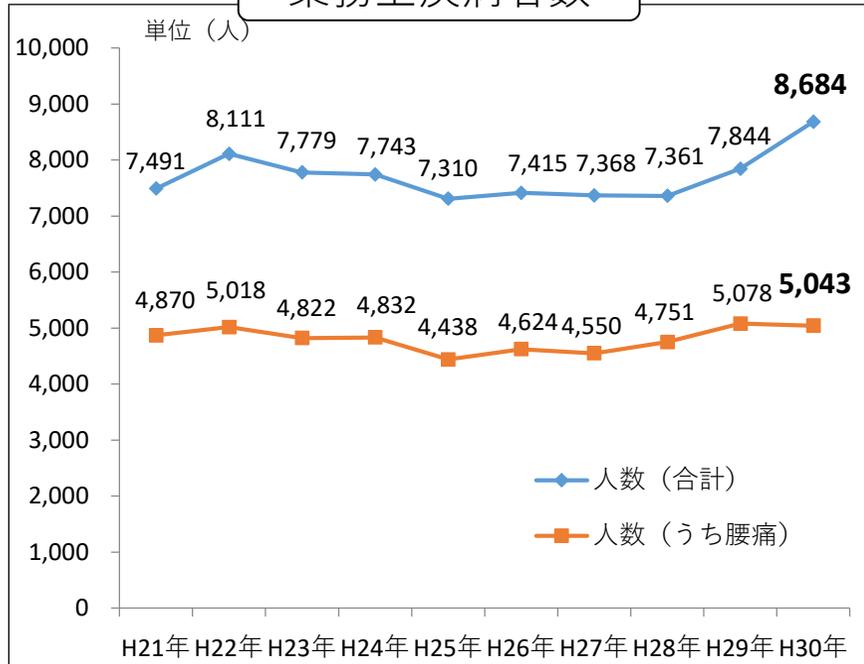
- 高年齢労働者になるほど、休業見込期間は長期になる。



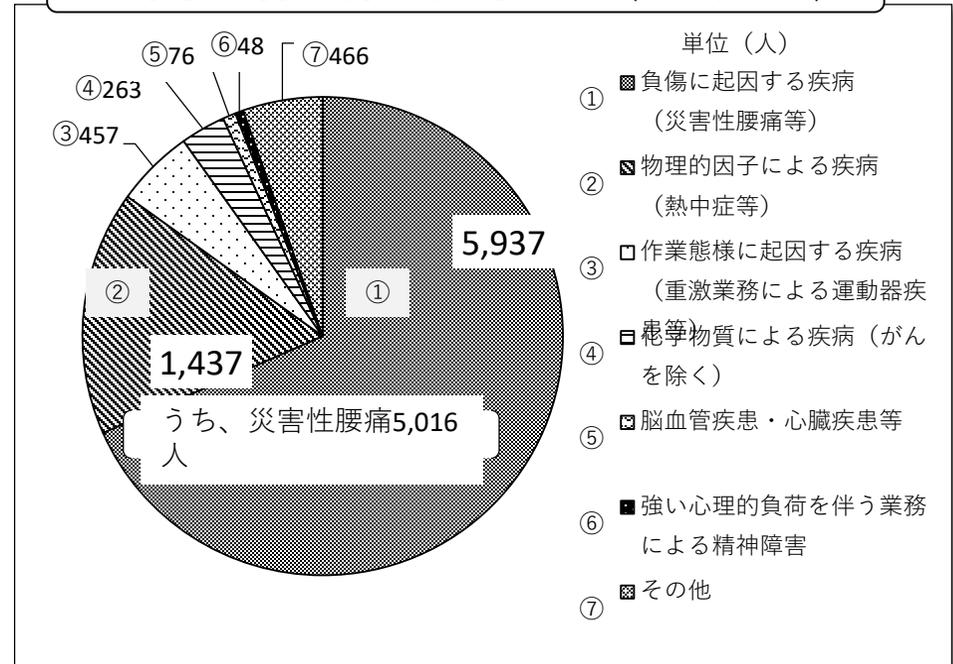
業務上疾病の発生状況の推移

- **業務上疾病の発生状況は、長期的には減少傾向にあるが、平成30年は前年に比べて約800件増加している。**増加した理由は熱中症の増加分（634件増）
- **業務上疾病の約7割を、負傷に起因する疾病が占め、全体の約58%を災害性腰痛（いわゆるぎっくり腰等）が占めている。**

業務上疾病者数



疾病分類別業務上疾病者数（平成30年）



（注1）労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

（注2）腰痛の件数は、「負傷に起因する疾病」に含まれる災害性腰痛の件数と、「作業態様に起因する疾病」に含まれる負傷によらない業務上の腰痛の件数との合計である。

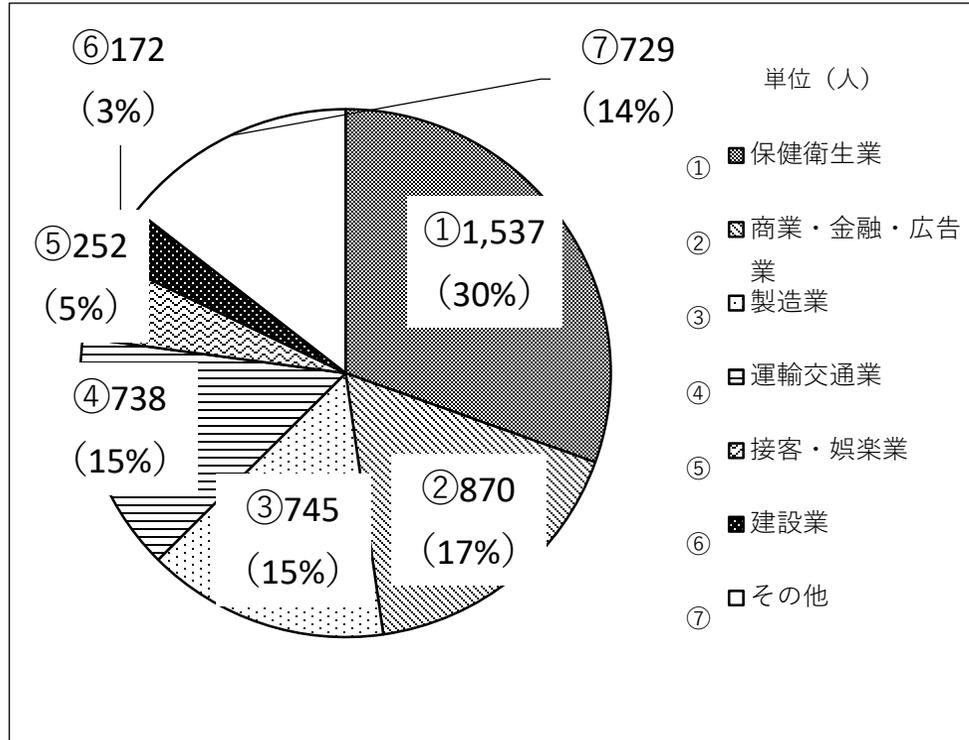
（注1）疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。

（注2）平成30年中に発生した業務上疾病で、平成31年3月末日までに把握したものである。

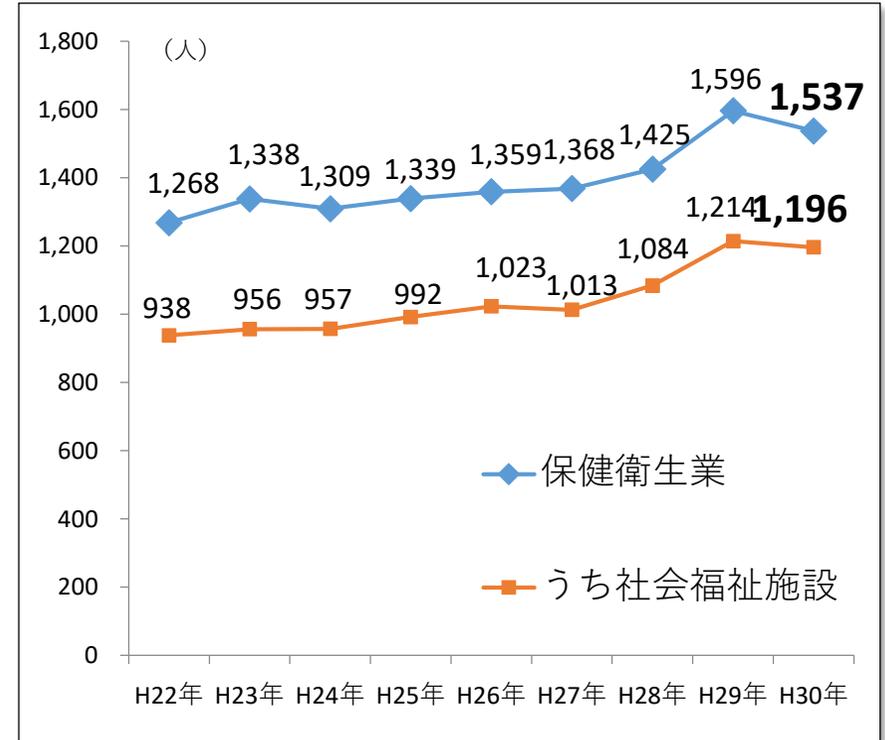
主要な業務上疾病の内訳（腰痛）

- 腰痛の業種別の発生状況をみると、**保健衛生業（社会福祉施設、医療保健業等で30%）が最も多く、商業・金融・広告業（17%）、製造業（15%）の順である。**
- **特に社会福祉施設での腰痛は、近年増加傾向にある。**

腰痛発生状況（業種別内訳、平成30年）



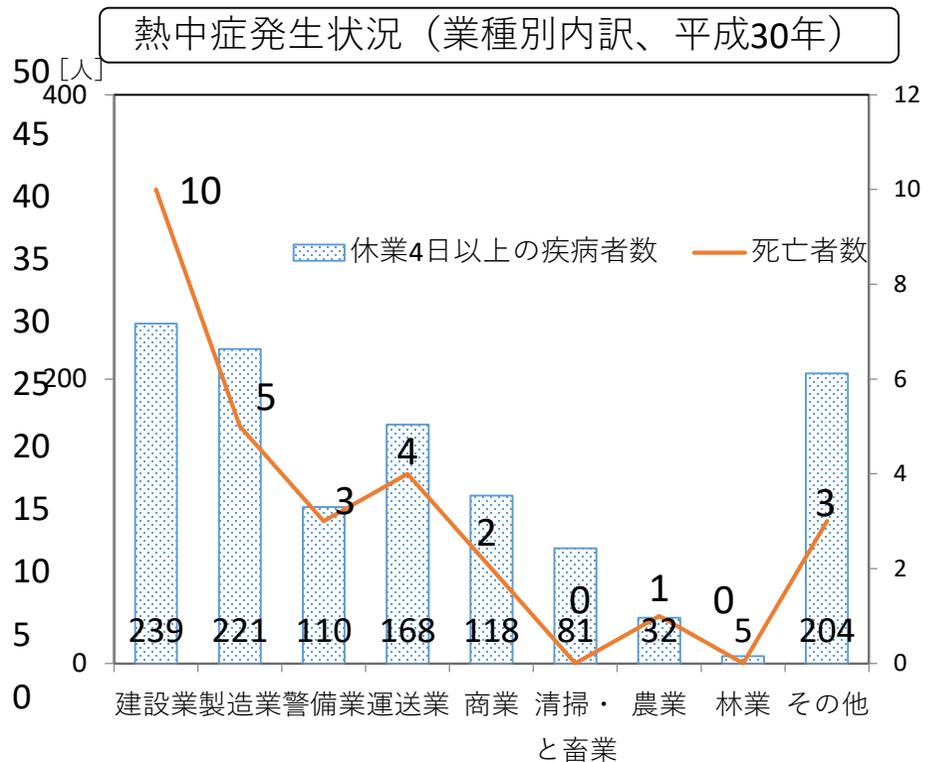
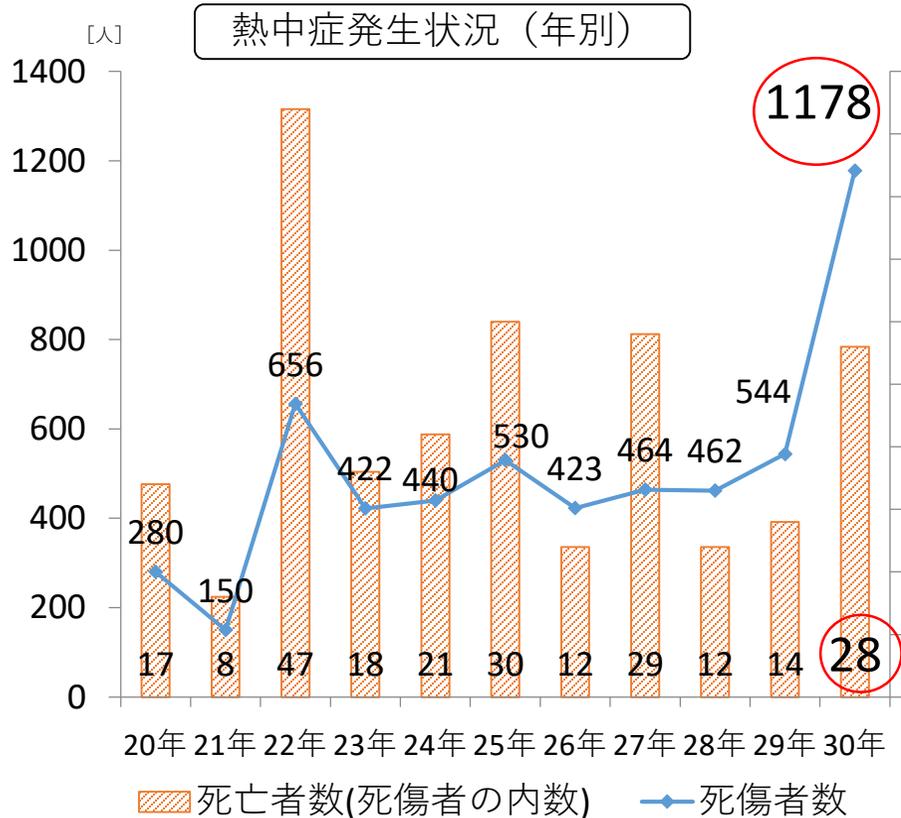
保健衛生業における腰痛発生状況の推移



(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。
 (注) 腰痛の件数は、「負傷に起因する疾病」に含まれる災害性腰痛の件数と、「作業様態に起因する疾病」に含まれる負傷によらない業務上の腰痛の件数との合計である。

主要な業務上疾病の内訳（熱中症）

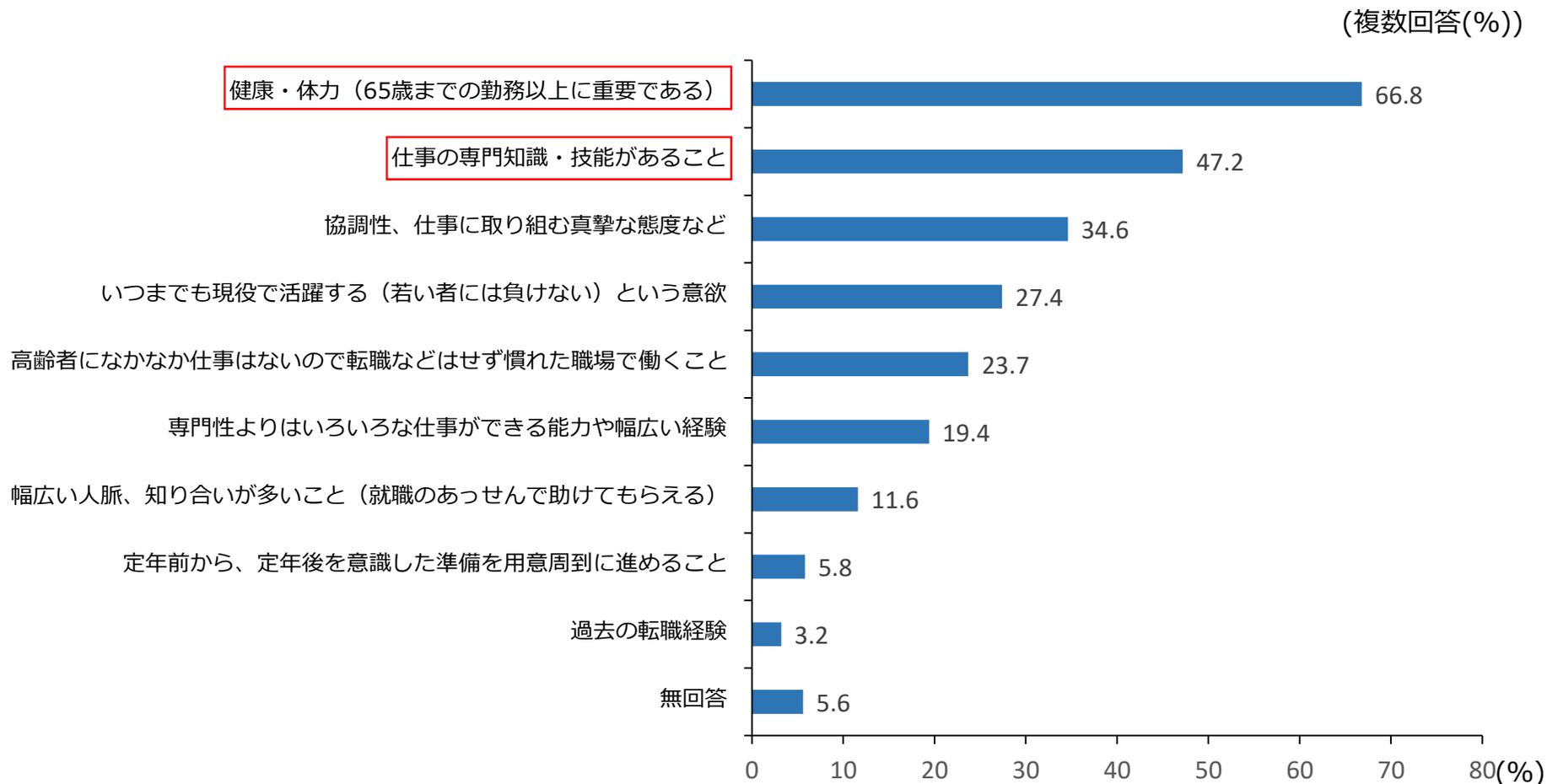
- 熱中症の死亡者数は平成29年と比較して2倍となった。死傷者数についても、近年400～500人台であったが、過去10年で最多となり1000人を超えた。
- 過去5年間（平成26年～30年）の業種別の熱中症の死傷者数をみると、**建設業が最も多く、次いで製造業であり、全体の約4割がこれらの業種で発生している。**



(注) 死傷者数は労働者死傷病報告（休業4日以上）による。また、死亡者数は死亡災害報告による。(注1) 平成26年から平成30年までの熱中症による休業4日以上死傷者数及び死亡者数である。(注2) 折れ線グラフは死亡者数である。

65歳を過ぎても勤めるために必要なこと（60～69歳高齢者）

65歳を過ぎても勤めるためには、「健康・体力」が必要であると考える高齢者が66.8%に上った。次いで「仕事の専門知識・技能があること」と考える高齢者は47.2%に上った。

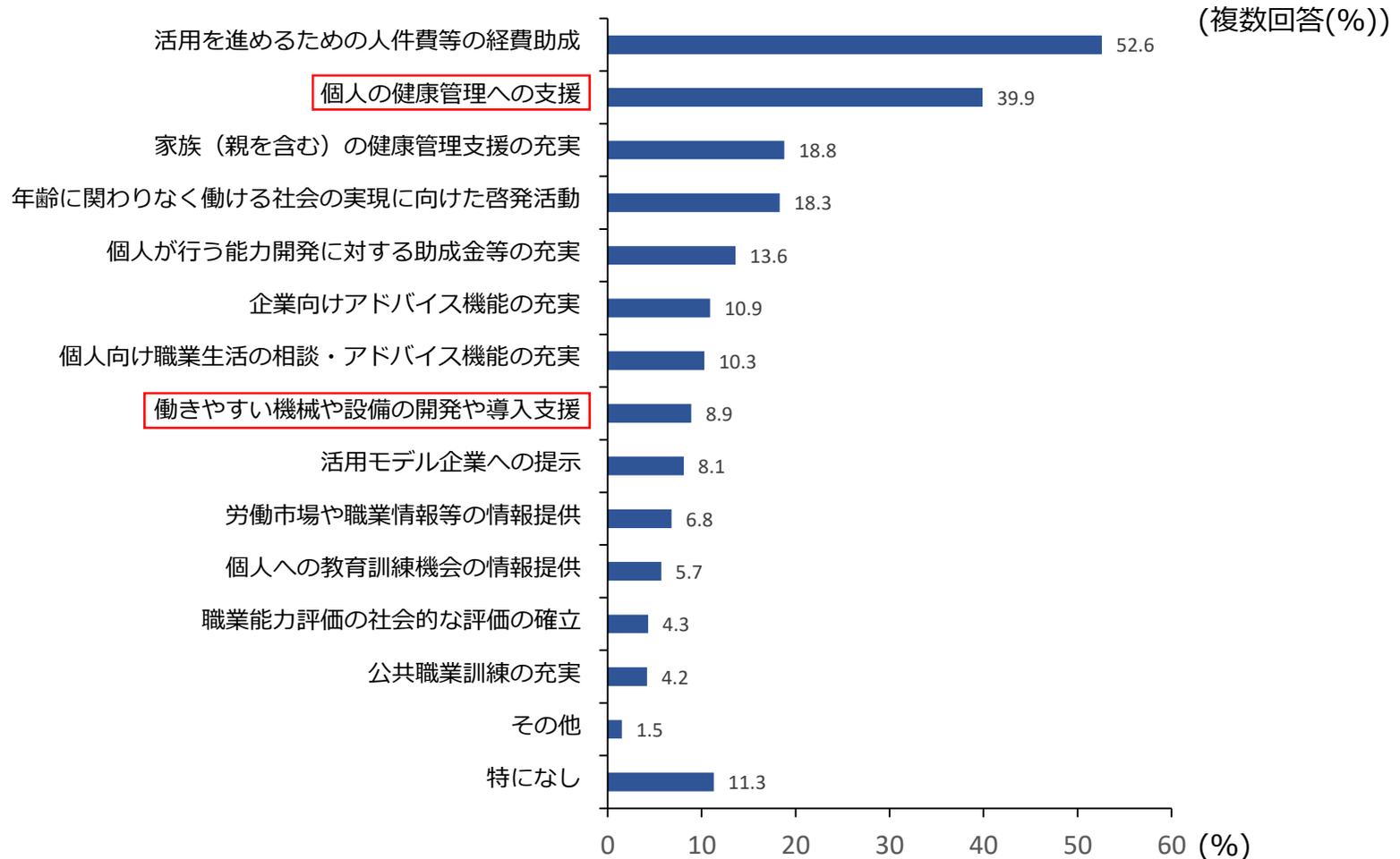


資料出所：独立行政法人 労働政策・研修機構「60代の雇用・生活調査」（平成27年度）

60～69歳で働いている方を対象に、自身の経験に基づき、65歳を過ぎても勤める（採用される）ためにはどのようなことが必要だと思うか尋ねたもの（n=3,244）

65歳以降従業員の雇用確保に向けた国に求める支援

事業者が求める国からの支援として、労働安全衛生に関係するところでは、「個人の健康管理への支援」（39.9%）、「働きやすい機械や設備の開発や導入支援」（8.9%）が挙げられた。



高齢労働者の安全と健康に関する閣議決定（抜粋）

経済財政運営と改革の基本方針2019

～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

（令和元年6月21日閣議決定）

（多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革等）

高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度の実現を目指して検討を行う。働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるなど、多様な生き方、働き方に対応した社会保障制度を目指す。雇用の期間を「縦」に伸ばす観点から、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備するとともに、雇用の選択肢を「横」に広げていく取組を進める。あわせて、サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する。

成長戦略実行計画

（令和元年6月21日閣議決定）

（諸環境の整備）

高齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。

また、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化など、中高年齢層の女性の就労支援を進める。